

肢体不自由

「肢体不自由」とは、四肢・体幹が病気や怪我で損なわれ、継続的に日常生活において不自由や困難が生じている状態をいいます。肢体不自由のある人は日常生活動作（移動・食事・排泄など）に加え、文字を書く・パソコンを打つなどの作業についても困難が生じます。肢体不自由を起こす主な疾患と障害は以下の通りです。

| | | |
|---------|-----------------|--|
| 脳 | 脳性麻痺 | 受胎から新生児期の間になんらかの原因で受けた脳損傷の結果、運動麻痺や不随意運動、構音障害などをきたす。移動や姿勢保持、手指の操作、発語など幅広い機能障害がある。 |
| | 脳血管障害 | 脳血管が破れたり、詰まったりしたことにより脳神経が損傷された状態。身体の右または左半身の運動麻痺や感覚障害、構音障害、高次脳機能障害などをきたす。移動や姿勢保持、手指の操作、発語など幅広い機能障害がある。 |
| 脊髄・末梢神経 | 脊髄損傷 | スポーツでの事故や交通事故などによって脊髄が損傷を受け、損傷部位以下の機能が失われた状態。運動麻痺や感覚障害、自律神経障害などをきたす。 |
| | 二分脊椎 | 胎児期における器官発生障害で、主に腰椎の癒合不全によって下肢機能や膀胱直腸機能に障害をきたす。 |
| | シャルコー・マリー・トゥース病 | 遺伝性の末梢神経疾患で、手足などの末端から運動及び感覚神経の機能が障害された状態。 |
| | ALS（筋萎縮性側索硬化症） | 筋肉を働かせる神経機能が失われるために、動いたり、呼吸したりすることができなくなる原因不明の疾患。進行していくと、要介助で人工呼吸器の使用が必要となる。 |
| 筋 | 筋ジストロフィー | 筋そのものが衰え萎縮していく疾患。いくつかの型があり、「デュシェンヌ型」は15歳ごろには要介助となり、人工呼吸器が必要となる。これ以外の筋疾患はミオパチーという。 |
| 骨 | 四肢欠損 | 先天奇形、指や腕の欠損がある状態。 |
| | 変形性股関節症 | 股関節の軟骨がすり減って、関節の可動域制限や筋萎縮による筋力低下、患側下肢の短縮、それらによる跛行といった症状がみられる。 |
| | 骨形成不全症 | 生まれつき骨が脆く弱いため、骨折しやすく骨にも変形が起こりやすい。 |

肢体不自由がある人の困難例

| 困難 | 内容 |
|------------------------|--|
| 移動に困難がある | 下肢に障害があり車椅子や杖などの補装具を使用していると、移動が困難であったり、時間がかかることを指します。服薬、排せつが休憩時間内に終わらないことも含まれます。 |
| 日常生活動作（食事、排泄等）が困難である | 体に力が入り続ける、不随運動がある、姿勢が保てないなどの理由で日常生活の動作が難しい可能性があります。 |
| 筆記やパソコン操作、細かい作業に制約が生じる | 姿勢や運動の障害、上肢の欠損等があり、筆記やパソコン操作、細かい作業に時間がかかることを指します。 |
| 発声・構音が困難である | 筋緊張や呼吸機能等の制限により、声の大きさの調整や流ちょうで明瞭な発音および声の大きさの調整、長時間継続した発声が難しいことがあります。これにより、口頭での意思表示やコミュニケーションが制約されることがあります。 |
| 疲れやすい | 体に力が入り続けることや不随運動があることにより、倦怠感が生じたり、体力が消耗しやすいことがあります。 |
| 定期・不定期の通院が必要である | 継続的な通院が必要で、日時の融通が利かない可能性があります。それにより遅刻や欠席をしたり、課題等に取り組めないことがあります。 |
| 体調が不安定である | 慢性的な症状によって体調が不安定になる、予期せず急激に悪化する可能性があります。それにより遅刻や欠席をしたり、課題等に取り組めないことがあります。 |

肢体不自由がある人の社会的障壁には、「移動や物の操作等、日常動作を自身で行わなければならないこと」などが考えられます。したがって、「合理的配慮」は、物理的なバリアを取り除くことや日常的な動作への補助などの内容が考えられます。肢体不自由といっても、個人の症状や障害の程度により支援の方法が異なるため、申請者本人と周囲で十分な打合せ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。

合理的配慮の具体例

| 物理的環境への配慮 | 意思疎通の配慮 | ルール・慣行の柔軟な変更 |
|---|---|---|
| <p>■修学上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調・照明等による室内環境の調整 ・座席の確保 ・移動しやすい教室の設定 <p>■生活上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・空間のアクセシビリティ改善 ・ロッカー・部屋等の準備 ・休息場所の確保 | <p>■修学上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業内容の提供 ・問題用紙・解答用紙の拡大 ・支援者の配置 ：ノートテイカーや代筆など <p>■生活上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者の配置：代筆など | <p>■修学上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業の実施 ・支援機器の使用許可 ・試験の解答方法や課題の作成方法の変更 ・実験・実習の実施形態の変更・調整 ・激しい運動を伴う活動への配慮 ・支援者の配置 ・試験等の日程や実施形態の変更・調整 <p>■生活上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者の配置：移動や荷物の運搬、食事、トイレ等 ・学生寮の入居条件の変更・調整 ・災害時個別対応書の作成 ：避難計画等 ・自家用車による通学の許可 |

災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。肢体不自由がある人については、災害時の避難場所へ移動する際の補助や、避難所での生活介助、急な体調不良が生じた際の医療機関との連携が必要になります。

肢体不自由がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の活用

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して大学敷地内で修学に必要な身体介護などを提供し、社会参加を促進することを目的とした制度です。制度の利用は、様々な条件がありますので、詳細については、お住まいの市区町村にお尋ねください！

介助ベルト

災害時に体の不自由な人や病気の人などを避難させる際、素早く安全に避難することを目的とした緊急避難具です。



実際に背負っている様子